

## 告 示

### 埼玉県流域下水道事業告示第十五号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 次 の と お り  
一 般 競 争 入 札 に 付 す る 。

令 和 八 年 十 月 三 十 日

埼 玉 県 下 水 道 事 業 管 理 者   北   田   健   夫

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書、業務要求水準書、業務委託契約書（案）及び様式集（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 履行期間

令和9年3月1日（月）から令和13年2月28日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県和光市新倉7丁目地内（新河岸川水循環センター）

### (5) 入札方法

本件入札は、一般競争入札方式により行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

### (1) 入札参加者の構成等

ア 単体企業又は3者以内の共同企業体であること。

イ 共同企業体の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して業務を実施し得るよう、構成員数を勘案して次のとおりとする。

2者の場合 30パーセント以上

3者の場合 20パーセント以上

ウ 共同企業体の入札参加資格審査の申請及び共同企業体協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

エ 共同企業体の構成員は、当該業務に係る次に掲げる権限を代表構成員に委任するものとする。

(ア) 入札及び見積りに関すること。

(イ) 契約の締結に関すること。

- (ウ) 契約の履行に関する事。
- (エ) 代金の請求及び受領に関する事。
- (オ) 復代理人の選任に関する事。
- (カ) 前各号に付帯する一切の事。

オ 共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大とする。

カ 単体企業又は共同企業体における各構成員は、本入札に係るほかの単体企業又は共同企業体の構成員となっていないこと。

## (2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 入札参加者（構成員を含む。）は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ 単体企業又は共同企業体の代表構成員は、次に掲げる実績のいずれかを有すること。

(ア) 契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日から本件公告日までの間に、下水汚泥固形燃料化施設又は下水汚泥焼却施設（ともに処理能力100 t／日以上に限る。）のうち、新設又は更新工事（機械器具設置工事又は電気設備工事を含む。）を元請として完成させた実績（ただし、特定建設工事共同企業体による施工実績は、単体企業又は共同企業体の代表構成員である時のものに限る。）。

(イ) 契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日から本件公告日までの間に、下水汚泥固形燃料化施設又は下水汚泥焼却施設（ともに処理能力100 t／日以上に限る。）について1年以上の運転管理業務を実施した実績。

ウ 当該業務の実施期間中、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に規定する有資格者を、単体企業又は共同企業体が総括責任者として1名専任で配置できること。なお、共同企業体の総括責任者は代表構成員の所属者を配置すること。

エ 単体企業又は共同企業体の構成員は、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県の一般

競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(カ) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士 の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

(キ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者

(3) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類の受付締切日とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

埼玉県下水道局荒川右岸下水道事務所設備担当 島ノ江、塚本

電話048-466-9419（直通）

ファクシミリ048-466-9418

(2) 入札説明書等の交付方法

埼玉県荒川右岸下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

(3) 入札書の提出方法

提出は原則持参とする。ただし、郵送による提出も可とする。

(4) 入札書受付期間

令和8年12月3日（木）午前9時から令和8年12月10日（木）午後4時まで（土日祝を除く。）。なお、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

令和 8 年12月11日（金）午前10時

#### 4 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

###### ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。

###### イ 入札保証金の免除

次に該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者。

ただし、当該契約期間は、本件入札日から2か月以上の期間を有すること。

この場合、当該保険証券を入札期限までに提出すること。

###### ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

###### エ 契約保証金

落札者は、落札価格の100分の10以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、これを充当するのでその差額を納付するものとする。）を納付するものとする。

###### オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

###### カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第154条各号に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

##### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す一般競争入札

参加資格等確認申請書及び資格確認書類を次の方法で令和 8 年11月13日（金）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。紙媒体の書類を上記 3 (1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第 3 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(9) 特記事項

ア 本業務委託は、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更条項（スライド条項）を適用する契約である。

イ 令和 9 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(10) その他詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Management and Maintenance of the Sewage Sludge to Solid Fuel Production Facility at the Arakawa Ugan District Sewerage Management Office

(2) Deadline for Submissions

4:00 p.m. Thursday December 10, 2026

(3) Contact Information :

The Arakawa Ugan District Sewerage Management Office, Saitama  
Prefectural Government, 6 - 1 - 1 Niikura, Wako City, Saitama  
Prefecture, 351-0115, Japan

Phone: 048-466-9419